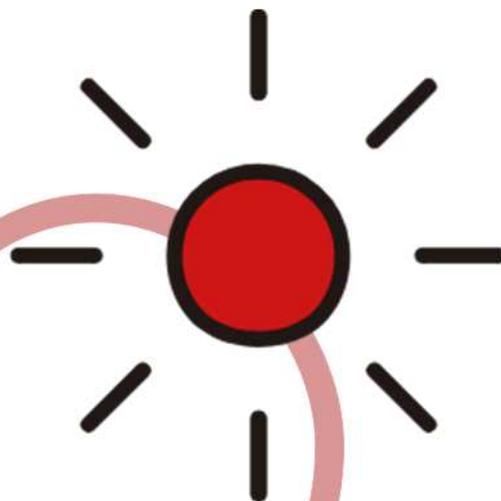
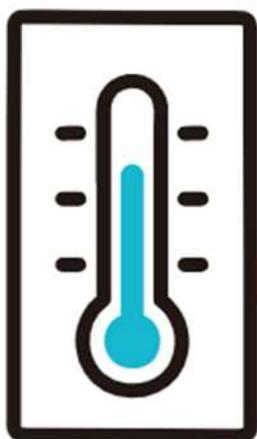


次ページに  マークについて、より詳しく見るができます

<税務>

熱中症対策義務化始まっています



※内容のご質問等については、TEL 0258-36-2684 担当 齊藤・荻野 まで

※配信中止等のお問い合わせは、ホームページ <https://www.3d-m.jp/contact/others/>

開催セミナーのご案内

●無料セミナー●対面セミナー形式にて開催

令和7年8月22日(金) 時間:15:30~17:00 会場:パートナーズPLAZA

内容『補助金、助成金への苦手意識を克服しましょう』

講師:パートナーズプロジェクト社会保険労務士法人 高野 裕久先生

パートナーズプロジェクト税理士法人 佐藤 雅朗先生

関心はあるけどよくわからない、補助金と助成金のこと。まずは概略を知ること、苦手意識をなくしていきませんか？

ワンポイントノート 第482号『2025年6月1日より、職場での熱中症対策が義務化されます』

職場における熱中症対策の強化についての改正が、令和7年6月1日施行されました。
職場での熱中症対策が単なる努力義務にとどまらず、法的義務になりました。

改正の背景としては、近年の猛暑により、職場での熱中症による死傷者が増加傾向で、そのほとんどが「初期症状の放置・対応の遅れ」が原因となっています。そのため、現場において死亡に至らせないための適切な対策の実施が必要となります。

企業に義務づけられる主な対応としては、下記の3つになります。

- 体制整備：熱中症の疑いがある労働者を早期に発見する報告体制の構築
- 手順作成：重篤化を防ぐための応急処置マニュアルの整備
- 関係者への周知：全従業員への教育・訓練の実施（外国人労働者も含む）

対象となる作業環境は、WBGT 基準値（注）28℃以上または気温 31℃以上で、連続 1 時間以上または 1 日 4 時間以上の作業が見込まれる場合になります。

（注）WBGT 値とは、暑熱環境による熱ストレスの評価を行う暑さ指数。

義務に違反した場合は、6 か月以下の懲役または 50 万円以下の罰金の可能性があります。

推奨される具体的対策として、下記が考えられます。

- WBGT 値の定期測定と記録
- 作業時間の短縮や時差出勤
- 冷却設備・休憩所の整備
- 水分・塩分補給の促進

熱中症という「防げる災害」を未然に防ぐため、環境整備と教育を徹底していきましょう。